

平成 30 年度  
一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業  
公募要領

一橋大学経済研究所は、文部科学大臣より「日本及び世界経済の高度実証分析」拠点に認定されております。政府統計マイクロデータの利用環境の整備を中心に、データ・アーカイブの整備・拡充と統計分析手法の開発に基づいた実証研究を基盤としつつ、理論と実証の相乗的な研究成果を包括した制度・政策研究の進展、産官学・国際機関との幅広い連携に基づいた国際的な共同研究拠点の形成を目指しています。

この目標を推進するために、当研究所は、共同利用・共同研究拠点事業の一環として、I. プロジェクト研究、II. 政府統計匿名データ利用促進プログラム、への公募を行います（なお、共同利用・共同研究拠点事業（参加型）の公募書類は別途用意しています）。各事業の応募要領は、下記のとおりです。

## I. プロジェクト研究

### 1. 定義

プロジェクト研究とは、経済学に係る特定の課題について、所外の研究者が、本研究所の研究資源を基盤に実施する研究活動です。

### 2. 応募資格

大学・研究機関の研究者又はこれに相当する者。研究分担者には、大学院生を含めることができます。なお下記第 6 項の場合を除き、過去 2 年度内に本事業に採用された研究代表者は代表者として応募できません。

### 3. 募集件数

15 件程度。

### 4. 研究助成額

プロジェクト研究一件当たり 100 万円を上限に、研究実施に必要な経費(消耗品費、旅費、謝金、会場使用料、印刷費、その他)で、本学会計基準に基づき、本研究所での予算執行が可能な経費を助成します。なお、本助成金の予算執行及び管理は、本研究所が行います。審査の結果、助成される経費が、申請額より増減する場合があります。(ただし研究費の性質上、パソコン・タブレット端末及びその周辺機器、その他の情報処理・通信機器には支出できません。)

### 5. 研究期間

研究計画採択日から平成 31 年 3 月 31 日まで。原則として延長は認めません。

## 6. 継続申請

前項にかかわらず、政府統計マイクロデータの利用を促進することを主要な活動方針の 1 つとする本拠点は、統計法第 33 条に基づき統計調査の調査票情報を利用する研究課題に限り、同一研究者を研究代表者とするプロジェクト研究の継続期間は通算 2 年を上限とし継続申請を妨げません（なお平成 29 年度分として採択され既に調査票情報利用申請を行っているものの、今次平成 30 年度助成分申請時点において利用許諾通知書を入手出来ていない場合、当該調査票情報利用申請に関わるやりとりのメール等を提出して下さい。そして平成 30 年 3 月末日までに平成 29 年度分の利用許諾通知書等が交付されその写しを当拠点に提出するという条件を満たす限りにおいて申請を受け付けます）。この場合、申請書にあわせて調査票情報の利用許諾通知等のスキャンファイルが必要です。第 2 年度目についても申請が必要であり、各年度で報告が必要です。また本拠点の活動期間は、平成 28 年度から平成 33 年度までの 6 年間であることに十分留意し、応募の際にはご注意ください。

## 7. 研究課題

本研究所は、平成 30 年度における共同利用・共同研究拠点としての具体的な活動目標として、(1)政府統計マイクロデータを用いた経済分析<sup>(注1)</sup>、(2)マイクロデータを用いた企業・物価・家計、労働・教育・少子化、または年金・税制に関する経済研究、(3)高頻度の資産価格データを用いた実証研究、(4)国際比較可能な歴史・産業統計の作成、(5)規範経済学理論の基礎的研究という 5 つの研究分野における共同研究の推進を掲げています。プロジェクト研究の課題は、これら 5 研究分野において、本研究所が特に注力している研究課題<sup>(注2)</sup>に沿ったものであることが期待されます。

※注 1 政府統計マイクロデータの利用に当たっては、所管官庁が定める資格要件を満たし、利用の可否について確認をしておく必要があります。本研究分野で申請を行う者は、この点に留意してください。なお、データ利用の際にはオンサイト施設（共同研究ラボラトリ 1）も利用可能です。詳細は実施要領を参考にしてください。

※注 2 その具体的な内容は、本研究所大型研究プロジェクト特別サイト (<http://www.ier.hit-u.ac.jp/Japanese/project/index.html>)を参考にしてください。

## 8. 研究組織

研究組織は、研究代表者と研究分担者で構成されます。研究代表者は、研究組織を代表してプロジェクト研究の申請を行い、研究実施の中核的役割を担い、かつ研究期間終了後に研究組織の活動内容について本研究所に報告を行う者としてします。なお、本研究所の教員（一橋大学経済研究所に所属する常勤の教授・准教授・専任講師・助教及び特任教員を指します）は、研究代表者になることができません。研究分担者は、研究代表者と共にプロジェクト研究を遂行する者であり、本研究所の教員を含むことが望まれます。

## 9. 研究成果

研究組織の構成員がその成果を発表する場合は、本研究助成を受けて行ったものであることを必ず謝辞にて明記してください(邦文例：本研究は一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業の助成を受けたものである。英文例：This research was supported by the Joint Usage and Research Center, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.)。

## 10. 成果報告

研究代表者は、研究期間終了後 1 カ月以内に、本研究所が指定する様式の成果報告書の PDF ファイルと、PDF 化前のワードファイルを電子メールで提出してください。成果報告書の一部は、本研究所WEBサイト上で公開されることがあります。

## 11. 申請方法

研究代表者は、代表者本人のメールアドレスから、本研究所が指定する様式の申請書の PDF ファイルと、PDF 化前のワードファイルを下記のアドレスに電子メールで提出してください。

なお、受付が完了した場合は、その旨メールで返信します。申請したにも関わらず受信完了メールが届かない場合は一橋大学経済研究所秘書室プロジェクト研究担当係(042-580-8382)まで連絡してください。

Eメール : kyodo-riyou@ier.hit-u.ac.jp

## 12. 応募締切日

平成 29 年 12 月 15 日必着

## 13. 採否

共同利用・共同研究委員会の審査を経て採否を決定し、平成 30 年 3 月下旬までに申請者に通知します。なお、採択課題の代表者は、プロジェクト開始前に、本研究所に対し「一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業の使用にあたっての誓約書」を提出する必要があります。

## Ⅱ. 政府統計匿名データ利用促進プログラム

### 1. 趣旨

本プログラムは、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターが提供窓口である政府統計匿名データの若手研究者による利用促進を図るため、下記の応募資格及び条件を満たす者に助成を行うものです。

### 2. 応募資格・条件

- (1)常勤研究者を志望する 40 歳未満の者<sup>(注1)</sup>または大学院生<sup>(注2)</sup>であること
- (2)本プログラムの下での社会科学統計情報研究センターを通じた匿名データの利用が初めてであること
- (3)匿名データ利用に関する正式申出が完了していること
- (4)応募後、匿名データの受取日までに行うべき匿名データ利用の手続きを完了させること
- (5)匿名データは来所して直接受け取ること<sup>(注3)</sup>

※注 1 個人の申請に限ります。また、過去の研究実績などを必要とします。

※注 2 個人の申請に限ります。また、研究を指導する立場にある教員からの推薦を必要とします。

※注 3 所要時間は利用上の注意事項の説明なども含めて 1 時間程度を予定しています。

### 3. 社会科学統計情報研究センター提供データ

現在、社会科学統計情報研究センターが提供可能な政府統計匿名データは、下記のとおりです。

- (1)住宅統計調査(平成 5 年)及び住宅・土地統計調査(10 年, 15 年)
- (2)就業構造基本調査(平成 4 年, 9 年, 14 年, 19 年)
- (3)社会生活基本調査
  - 調査票 A (生活時間編/生活行動編) (平成 3 年, 8 年, 13 年, 18 年)
  - 調査票 B (生活時間編) (平成 13 年, 18 年)
- (4)全国消費実態調査(平成元年, 6 年, 11 年, 16 年)
- (5)労働力調査(平成元年 1 月~平成 24 年 12 月)
- (6)国勢調査 (平成 12 年, 17 年)

### 4. 募集件数

10 件程度。

### 5. 研究助成額

申請一件当たり 10 万円を上限に、(1)匿名データの受取り等を目的とした当研究所への来所や匿名データを用いた研究成果の学会報告等の為の旅費、(2) (独) 統計センターに支払う匿名データ利用手数料などの消耗品費及び(3)印刷費を対象に、本学会計基準に基

づき、本研究所での予算執行が可能な経費を助成します。なお、本助成金の予算執行及び管理は、本研究所が行います。(ただし研究費の性質上、パソコン・タブレット端末及びその周辺機器、その他の情報処理・通信機器には支出できません。)

#### 6. 助成期間

採択日から平成 31 年 3 月 31 日まで

#### 7. 研究成果

研究成果を発表する場合は、本プログラムの助成を受けて行ったものであることを必ず謝辞にて明記してください(邦文例: 本研究は一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業の助成を受けたものである。英文例: This research was supported by the Joint Usage and Research Center, Institute of Economic Research, Hitotsubashi University.)。

#### 8. 成果報告

助成期間終了後 1 カ月以内に、助成期間終了時点までの研究の進捗状況について、本研究所が指定する様式の成果報告書の PDF ファイルと、PDF 化前のワードファイルを電子メールで提出してください。成果報告書の一部は、本研究所 W E B サイト上で公開されることがあります。

#### 9. 申請期間

平成 30 年 9 月 30 日まで。

#### 10. 申請方法

申請者本人のメールアドレスから、本研究所が指定する様式の申請書の PDF ファイルと、PDF 化前のワードファイルを下記のアドレスに電子メールで提出してください。また、匿名データ申請時に推薦書を提出した申請者は、推薦書が本プログラムの申請でも利用されることについて、推薦者の了解を得てください。

申請前になされる匿名データの利用相談において、本プログラムへの応募の意思を公的統計マイクロデータ利用窓口へ表明してください。

Eメール : [micro@ier.hit-u.ac.jp](mailto:micro@ier.hit-u.ac.jp)

受付が完了した場合は、その旨メールで返信します。申請したにも関わらず受信完了メールが届かない場合は社会科学統計情報研究センター資料室(042-580-8391)まで連絡してください。

#### 11. 採否

共同利用・共同研究委員会の審査を経て採否を決定し、随時連絡します。なお、採択課題

の代表者は、プロジェクト開始前に、本研究所に対し「一橋大学経済研究所 共同利用・共同研究拠点事業の使用にあたっての誓約書」を提出する必要があります。

## 12. 備考

あらかじめ「匿名データ利用の手引」を熟読し、匿名データ利用手続きについても十分把握してください。

以上